

令和8年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：令和8年6月12日（金）

午後2時から午後4時まで

開催場所：宮城県行政庁舎4階 庁議室

議 事 録

宮城県 農政部 農山漁村なりわい課

令和８年度第１回宮城県農村振興施策検討委員会

司会：ただいまから、令和８年度第１回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。

はじめに、令和８年６月１日より本検討委員会の第１０期委員及び専門委員に就任された皆様を御紹介させていただきます。

最初に、委員の皆様を御紹介いたします。

東京農業大学 教授 伊藤房雄委員でございます。

伊藤委員長：伊藤です。どうぞよろしくお願いします。

司会：続きまして、公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳委員でございます。

江畑委員：江畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：続きまして、株式会社河北新報社 論説委員会委員 中島剛委員でございます。

中島委員：中島といいます。よろしくお願いします。

司会：続きまして、マリズファーム 代表 高山真里子委員でございます。

高山委員：高山と申します。よろしくお願いいたします。

司会：続きまして、有限会社伊豆沼農産 取締役 佐藤裕美委員でございます。

佐藤委員：佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

司会：続きまして、専門委員の皆様を御紹介いたします。

宮城県土地改良事業団体連合会 専務理事 千葉伸裕専門委員でございます。

千葉専門委員：千葉でございます。よろしくお願いいたします。

司会：続きまして、ふるさと水と土指導員 上野孝作専門委員でございます。

上野専門委員：上野です。よろしくお願いします。

司会：本日出席の委員は以上でございます。なお、地域社会デザイン・ラボ 代表 遠藤智栄委員、みやぎ生活協同組合 地域代表理事 白井幸子委員、株式会社日本政策金融公庫仙台支店 農林水産事業統轄 高宮宣久委員、新みやぎ農業協同組合 常務理事 林利弘専門委員におかれましては、所用のため御欠席との報告をいただいております。

続きまして、本県の職員を紹介させていただきます。

農政部副部長の常陸孝一でございます。

常陸副部長：よろしくお願いいたします。

司会：以下、農政部農山漁村なりわい課の職員になります。

課長の加藤修一でございます。

加藤課長：加藤です。よろしくお願いいたします。

司会：副参事兼総括課長補佐の齋藤真也でございます。

齋藤副参事兼総括課長補佐：齋藤です。よろしくお願いいたします。

司会：交流推進班 技術主幹（班長）の由利佳菜子でございます。

由利班長：由利です。よろしくお願いいたします。

司会：中山間振興班 技術補佐（班長）の伊藤裕でございます。

伊藤班長：伊藤です。よろしくお願いいたします。

司会：農山漁村調整班 主任主査（班長）の勝倉志保でございます。

勝倉班長：勝倉です。よろしくお願いいたします。

司会：最後に、本日の司会を務めさせていただきます、総括課長補佐の戸祭でございます。よろしくお願いいたします。

なお、当課の事業担当職員及びオブザーバーとして同席しております各地方振興事務所及び各地方振興事務所地域事務所、宮城県多面的機能支払推進協議会の紹介につきましては、出席者名簿に代えさせていただきます。本日は皆様よろしくお願いいたします。

また、本日使用する資料につきましては、お手元の「当日配布資料一覧」のとおりでございます。不足などがございましたら、説明の際にでも結構ですので、お申し出いただきたいと思います。

続きまして、委員の定足数について御報告いたします。本委員会の定足数は委員の半数以上となっておりますが、本日は委員５名の御出席をいただいておりますので、農村振興施策検討委員会条例第５条第２項の規定により、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

また、本委員会は県の情報公開条例に基づき公開としております。本日の議事録は後日公表となりますので御承知願います。なお、議事録作成のため、本日の会議はＩＣレコーダーによ

り録音いたしますので、御発言される際にはお名前をおっしゃっていただき、事務局が持ち回るマイクを御使用願います。

ここで、議題に入ります前に、本委員会委員長と副委員長の選任に移らせていただきます。農村振興施策検討委員会条例第4条第1項の規定により、皆様の互選で決定いただくこととなっております。本来ならば皆様から仮の議長を選出していただき進行をお願いするところではありますが、時間の関係もございますので、皆様からお許しをいただき、引き続き事務局で進行を進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員及び専門委員：異議なし。

司会：ありがとうございます。それでは、引き続き事務局で進めさせていただきます。それでは、委員長並びに副委員長の選任に入らせていただきます。皆様から委員長並びに副委員長候補の推薦がございましたら御発言願います。

高山委員：事務局一任で、お願いします。

司会：ありがとうございます。ただいま、事務局一任との御発言がございました。事務局といたしましては、第9期に引き続きまして、伊藤房雄委員に委員長を、江畑正徳委員に副委員長をお願いしたいと考えております。御同意いただけましたら、皆様の拍手をもって承認とさせていただきます。いかがでしょうか。

委員及び専門委員：拍手

司会：ありがとうございます。ただいま拍手をもって御承認いただきましたので、委員長は伊藤房雄委員に、副委員長は江畑正徳委員に決定させていただきます。それでは、委員長、副委員長を代表しまして、伊藤委員長に御挨拶を頂戴したいと思います。伊藤委員長、お願いいたします。

伊藤委員長：皆様、こんにちは。ただいま、委員長の大役を仰せつかりました伊藤でございます。委員の皆様にはお忙しいところ、令和8年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会に御出席賜り、誠にありがとうございます。本委員会ですが、宮城県の農村振興を図るため、「多面的機能支払交付金事業」、「中山間地域等直接支払交付金事業」、「みやぎの地域資源保全活用支援事業」の3つの事業について、評価並びに検討することを目的としております。本日は令和8年度第1回の検討委員会ということで、各事業の前年度の実績と今年度の事業計画を踏まえながら、各事業の課題等について議論できればと考えております。

また、議事に先立ちまして、本検討委員会の事務局である農山漁村なりわい課より、令和8年度に実施する事業の概要などについて報告していただきたいと思います。その上で審議を進めたいと思いますので、御協力よろしくをお願いいたします。

結びに、本日御出席いただいております委員の皆さんからは、忌憚のない建設的な御意見・御助言をいただきますとともに、本日の検討委員会が宮城県の農村振興の益々の発展に寄与する実り多い時間となりますことを祈念いたしまして、簡単ですが私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会：伊藤委員長、ありがとうございました。それでは、これより議題に入らせていただきます。

農村振興施策検討委員会条例第5条第1項の規定により、委員長が議長となることとなっておりますので、ここからの進行は伊藤委員長にお願いしたいと思います。伊藤委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤委員長：それでは、これより議長を務めさせていただきます。皆様、円滑な議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次第2の報告事項です。本日は第1回検討委員会ということで、議事に先立って「農山漁村なりわい課の令和8年度の業務概要」をまずは事務局から説明していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

加藤課長：農山漁村なりわい課長の加藤です。それでは、当課の令和8年度の事業概要について、座って説明をさせていただきます。

右上に「報告事項」と書いてある資料になります。はじめに1ページをお開きください。農山漁村なりわい課の事業ということで、課の目的から記載してございます。簡単に全体像を説明させていただきます。当課におきましては、地域の担い手不足や活力の低下がより一層深刻化する中で、農山漁村の維持・活性化を図るため、関係人口や移住希望者等に選ばれる持続可能な「活力ある農山漁村」の実現に向けた取組を推進してまいります。

具体的には、地域資源の強みを生かして、地域人材や外部人材との持続的な協働による「多彩ななりわい」の創出ですとか、多面的機能の維持・発揮、野生鳥獣被害対策、農村の生活環境整備などについて取組を進めている状況でございます。

4つの班の体制で進めておりまして、各班の事業については資料を御覧ください。当課の職員の職種の紹介をさせていただきます。当課は色々な職種の職員が在籍しておりまして、事務職7名、農業職3名、園芸職2名、農業土木職8名、あと今年は市町村派遣1名ということで、計21名の体制で業務を進めている状況でございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。中段の＜2 主要事業＞として、施策11から14でカラーの見出しになっている部分がございますけれども、こちらは、みやぎ食と農の県民条例基本計画に掲げる基本項目のうち、活力ある農村の実現に向けた取組として当課の事業が各施策に位置付けられているものでございます。委員の皆様と専門委員の皆様には、お手元に令和8年3月に改定した第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画の概要版が配布されていると思いますので、後ほど御覧いただければと思います。

続いて、3ページ目から6ページ目については、当課の施策体系の概要になります。個別の説明は割愛させていただきますが、最後の6ページの合計欄だけ御覧ください。当課の予算は、

今年度当初で約38億円となっております。その多くが多面的機能支払交付金、次いで野生鳥獣被害対策や農業農村整備事業の予算になってございます。

続きまして、7ページ目を御覧ください。「みやぎの次世代農山漁村サポート事業」になります。こちらは、若い世代に焦点を当て、継続性やワクワク感を意識した地域づくり、それを担う地域の核となる人材の育成を支援する事業でございます。資料右側の1つ目の事業でございますけども、「次世代ふるさと共創支援事業」につきましては、若い世代を巻き込んだ地域づくりの自主的な取組を支援するものでございます。2つ目の「大学ふるさと交流拡大支援事業」につきましては、大学生などが農山漁村へ足を運んでいただいて、地域の組織と共に協働して活動を行っていただいて、新しい価値を発見してもらい、それをSNS等で農山漁村地域の魅力、グッドポイントとして発信してもらうため、そのフィールドワークにかかる交通費等の補助を考えてございます。3つ目の「集落支援員による農山漁村地域支援事業」につきましては、令和6年度から集落支援員1名を委嘱しており、地域の課題や要望に沿った広域連携の交流会や情報発信を行うことで、連携強化による地域の活性化を推進してまいります。

続きまして、8ページを御覧ください。「農泊地域周遊ビジネスモデル構築事業」になります。農泊とは、農山漁村に宿泊をして、滞在中に地域資源を活用した食事や体験を楽しんでいただく、農山漁村滞在型の旅行となっております。宮城県内では、農泊に取り組んでいる地域が26地域ございまして、北海道に続いて全国2位という地域数にはありますが、個々での活動にとどまっている状況でありまして、持続可能なビジネスとしてのビジネス化や、他の地域との連携による受け入れの増加等には繋がっていないのが現状です。そこで、今年度の事業として、県北の4市1町、大崎市、栗原市、登米市、石巻市、南三陸町を「宮城農泊NORTH BELT」という広域連携モデル地区に設定いたしまして、複数の地域との周遊性の向上と、滞在時間の長期化により収益性の向上を図るため、専門家の派遣などにより重点的に支援を行ってまいります。また、台湾やタイからのインバウンド需要を取り込むため、デジタルツールの導入支援や、現地旅行博でのPR・マッチング支援を行ってまいります。

続いて、9ページを御覧ください。「農山漁村体験おもてなし支援事業」です。農山漁村への誘客やインバウンドを取り込むための事業になってございます。国内向けには、サイクリングと農業・漁業体験や農泊を組み合わせたモデルツアーを造成いたします。海外向けには、欧州、特にフランスなどの旅行者を想定し、ニーズを把握するための市場調査と、コンセプト設計を実施して、農泊のモデルツアーを造成いたします。

続きまして、10ページを御覧ください。「地域資源を活用した価値創出の推進」について説明いたします。多様な地域資源を活用した新事業、付加価値創出の取組を促進するため、これまでの6次産業化にとどまらない多彩な事業主体、農林漁業者、食品加工業者や、多様な地域資源、農林水産物、自然、歴史、景観に、多様な事業分野として、加工、販売、観光、福祉、スポーツなど、それらとの連携による新商品やサービスの開発を支援してまいります。具体的には、地域資源活用・地域連携サポートセンターの設置による専門家派遣や加工品の製造に必要な機器の整備の補助などを行います。

また、皆様のお手元にPR版として別に1枚お配りしておりますが、「つながる みやぎのOEM」というカラー刷りの資料になりますけども、こちらは今年の4月に、農林漁業者と食品

加工業者のマッチングサイトとして開設をいたしました。これまでの農林漁業者自らが委託加工先を探して個別に委託条件等を確認するといった負担を軽減して、効率的なマッチングの促進と、新たな6次産業化や農商工連携の創出に寄与するものと考えております。現時点では44事業者が掲載されておりまして、今後も掲載事業者数を増やすべくPRを継続してまいります。

また、直売所の機能強化として、キャッシュレス決済の導入や宅配ボックスの設置等も支援してまいります。これらの取組を進めながら、地域資源を活用した付加価値の創出、農山漁村の持続的な発展につなげていきたいと考えてございます。

続きまして、11ページを御覧ください。「農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業」になります。農村RMOとは、複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会や社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携して協議会を設立し、地域の話し合い等を行いながら、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援にかかる将来ビジョンを策定して、地域で各事業を実施していくものでございます。これらにつきましては、令和6年度から川崎町の支倉地区と、加美町の鹿原地区の2つの地域が国の交付金により取組を開始し、今年度も引き続き活動を支援してまいるということにしております。

12ページを御覧ください。農村RMOの続きになりますが、こちらは県で設置している農村RMO形成推進会議の実施体制図となっております。今年度も関係機関が連携して支援を進めていくほか、さらなる展開に向けて農村RMOの普及啓発を進めてまいりたいと考えております。13ページ目から16ページ目は、この2地区の取組状況の資料となりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、17ページを御覧ください。私からの説明の最後といたしまして、鳥獣被害の防止対策ということで説明をさせていただきます。県では、鳥獣保護管理法に基づく適正な生息数管理や人身被害等の防止を、環境生活部の自然保護課で取り組んでございます。17ページの資料を見ていただきますと、上で緑色に着色されている左側半分となります。農山漁村なりわい課では、鳥獣被害特別措置法に基づく農作物被害の防止、軽減という形になりますので、右側のオレンジの部分となっております。

18ページ目、19ページ目が、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金のPR資料となっております。この事業は、市町村が実施主体となっておりますけれども、市町村が作成した鳥獣被害防止計画に基づく取組を総合的に支援していくものになります。具体的には、侵入防止柵の設置であったり罠の購入、見回り活動にかかる経費などへの補助という形になります。

20ページ目は、野生鳥獣の農作物被害の推移になります。字が小さくて申し訳ありませんが、グラフの一番ピークは平成26年度に200,000千円を超えている状況でございました。その後若干減って、令和2年度に190,000千円ほどの被害となって、それ以降は令和6年度までは減ってきている状況になっておりまして、令和6年度が約136,000千円となっております。その中で、グラフの色を見ていただくと分かりますが、ほぼ半分がイノシシの被害となっております。常に5割以上占めている状況になっております。令和7年度の被害額については、現在取りまとめ中となっておりますので、御了承いただきたいと思います。

21ページ目については、野生鳥獣の捕獲に関する枠組みを説明してございます。令和6年

度の数字にはなりますが、右下ちょっと分かりにくいんですが、年間捕獲頭数というのが、県全体で令和6年度に捕獲した数値になってございます。イノシシが8, 547頭、ニホンジカが4, 625頭、ツキノワグマが105頭となっております。このうち、農林水産省の当課で所管する分については、右上の許可捕獲被害防止という括りの赤点線の枠の中になりまして、イノシシで4, 672頭、ニホンジカで3, 259頭、ツキノワグマ99頭となりまして、イノシシで言いますと全体の半分ぐらいの部分が、農作物被害防止のための許可捕獲という形になってございます。

22ページについては、侵入防止対策の取組として、これまで侵入防止柵の設置を各年度やってきております状況になっております。合計が一番右下になりますけども、2, 235kmを県内では事業で設置している状況になります。

以上、農山漁村なりわい課の今年度の事業概要ということで、多面的機能支払交付金、中山間直接支払交付金、みやぎの地域資源保全活用支援事業以外の部分について、事業の紹介をさせていただきます。説明は以上です。

伊藤委員長：説明ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対して、御質問・御意見等ありましたら御発言をお願いします。いかがでしょうか。みなさんが当たり前と思っていることが意外と当たり前でないこともありますので、確認するつもりで、御意見とか御質問を出していただければと思います。

では、私から。右上に「報告事項」と記載された資料の1ページ目に、農山漁村なりわい課の体制図があり、班の名前がそのまま所掌している事業を表しています。1番上の農山漁村調整班は、事務的な会議の調整をはじめ、中山間地域の農業推進対策などを担当しています。次の交流推進班は、当課の予算の中で一番大きな割合を占めている多面的機能支払交付金を所管しています。これは、農村コミュニティの中で、農業生産に付随して生じるさまざまな機能を維持・発展させる取組に対して、国が支援するための補助金を出すものです。このほかに農泊や都市農村交流といった活動を扱っているのが交流推進班です。続く中山間振興班は、農村の生活環境の整備を担う班です。中山間地域は条件が不利ということもありますが、人口減少や若者が戻らず高齢化が一層深刻化しています。そこには自然に戻すエリアもあるのですが、人が住んでいる中山間エリアでは生活の質を落とさずにその機能を維持していけるよう、国からの支援を活用した取り組みを行っています。また、鳥獣害防止対策などもこの班が担当しています。一番下の6次産業化支援班は、先ほどOEMのマッチングサイトに関するお話があったように、それぞれの地域資源を活用し、農業者が生産した農産物にさまざまな付加価値をつける取組を支援しています。加工による商品化や自らの販売のほか、農商工等連携によって新たなマーケットを創出し、みんなで付加価値を獲得していくための業務を行っているのがこの班です。

ここで、「農業生産そのものに関する支援は当課では扱わないのか」という疑問が生じるかと思いますが、そちらについては、農政部の他の課、農業振興課や、米、畜産などの各課が担当する仕組みとなっています。ただ、なりわい課のみなさんも認識されているように、縦割りは事業を進める上での効率が良い反面、現場の課題解決に直結しにくい部分もあるため、横の連携

を確実に図っていくという認識は持っているものと考えています。この検討委員会では、各班が担当する事業のベースは、いずれも農業生産に関連するものです。したがって、委員の皆様から出された御意見や御質問に対し、「当課の担当ではないから受け付けない」ということではなく、当然受け付けて必要なところはなりわい課で、他課との連携が必要な事項については、所管する原課へ話を繋いで、皆さんからの御意見等をきちっと反映できるよう取り組んでいたで、という理解でよろしいでしょうか。

加藤課長：はい。

伊藤委員長：ありがとうございます。では、千葉専門委員よろしくお願いします。

千葉専門委員：資料の8ページでございますが、非常に感慨深いものがございました。農泊を進める中で、うちは泊めてもいいけど料理は出せないとか、うちは料理は出せるけど泊められないとか、体験メニューは提供できないということがかなり前からありました。それを横連携でやりましょうという話はおそらく結構前から出ておったと思いますが、それをこの周遊ビジネスモデルという形として表していただいたことは、昔から知る私としては非常に感慨深いものがあって、非常に素晴らしい形、いわゆるスマートさがあるなと感じました。このノースベルトというのも非常にインバウンド向けするんじゃないかと大変期待しているところでございます。ノースベルトで取組を進めながら課題を見つけていって広げるおつもりだとは思いますが、県南や県中央、あるいは、北は岩手、西は山形、南は福島とか、そういったところとの連携も将来的な視野に入れているのか、もしお考えがあれば、お示しをいただきたいと思います。

加藤課長：ありがとうございます。まず今回はこの県北の4市1町をモデル地区として設定しまして、各地域、例えば1箇所ですべて1泊2日で終わっていたものが、隣と組み合わせで、もう1泊してもらおう、もう少し長くいてもらおうというような取組を、このノースベルト全体で何ができるかを考えていて、それが県北でうまくいけば南の方にも広がるかもしれませんし、あとはうまくいけば県境をまたぐ方向にもなるのかは分かりませんが、まずは今年、県北のノースベルトというところで取組を進めていきたいというふうに考えております。

千葉専門委員：ありがとうございます。是非、宮城を代表する農泊モデルにしていきたいと思います。期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

伊藤委員長：他にいかがでしょうか。江畑委員お願いします。

江畑委員：「つながる みやぎのOEM」について、すごくいい取組だなと思っております。自分の体験として、随分前の話ですけれども、石巻にいた際に、練り製品であるかまぼこの中に海苔やイカ等の海産物が入っているものはあったんですが、当時は農産物が入っているものはありませんでした。せっかくなので枝豆やトウモロコシを練り製品に入れて農業と水産加工のコ

ラボができないかなということで、加工屋さんを1軒1軒探して、やっと見つかったと思ったら最低ロットが何十kgとかで、全然試作ではない話でだいぶ苦労した経験があります。最終的には善意でやってくれるところがあって、うまくそういった新商品を作ることができて、農協のイベントに加工屋さんが行って販売するような、そういったコラボが成立したんですが、中々そういった情報は無い状況だったので、もっと早くこういったものがあつたら良かったかなと思いました。こちらのサイトを覗いてみましたけれど、最低ロットとかも入っていますし、どういったことができるかというところも書いていましたので、非常にいいなと思いました。44事業者で、これからも増やすというお話だったので、是非どんどんPRしていただいて、何か試作品を作りたいなという人の目に触れるようにしていただくと非常にいいのかなと思いました。いい取組だと思います。

伊藤委員長：ありがとうございます。

先ほどの資料8ページで、千葉専門委員から農泊ビジネスモデル構築の話がありました。非常にいい取組で、今後は横展開して拡大するといいですねという話だったと思います。山村や漁村も含めているのかもしれませんが、山の地域資源、山の魅力、海の魅力、そういったものもこの中で扱っていくことでますます誘客を高め、地域連携も高められると思います。江畑委員からOEMでかまぼこの話もありました。農山漁村がうまく連携して活動している取組が出てくると良いと思っています。いかがですか。

加藤課長：ありがとうございます。ノースベルトということで、今回は山の方から、あと南三陸、石巻も入って海の関係もありますので、その地域の特色というか、特産物等を色々工夫して取り組んでいけるかなというふうには思っておりますので、その辺は、皆様と協力して色々知恵をいただきながら共に作っていききたいなと思っています。

伊藤委員長：ありがとうございます。ちなみに、こういった力を入れている取組、例えばノースベルトについて、東京にある宮城県のアンテナショップで首都圏の人たちにPRなどはしないのですか。

由利班長：こちらの方は、日本国内へというよりも、海外に向けてインバウンドの誘客を狙ったプロモーションの方に今年度は力を入れていきたいなと思っております。タイのバンコクで行われます旅行博と、12月は台北の方の旅行博に行って、ノースベルトとしまして広報のチラシをまず作るっていうところと、旅行博の商談会で、旅行会社や学校の方にプロモーションしていきたいなと思っております。

伊藤委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょう。では高山委員からお願いします。

高山委員：今回から初めて出させていただいて、さまざまな事業があるんだなと思ってとても感心しています。どの事業でもですけども、予算がつく以上は目標値もあると思うので、その目標

値がどのくらいかなと思ったり、大体何年スパンのゴールを目指して考えているのかなと思いました。

加藤課長：全体的な長期の計画は、みやぎ食と農の県民条例基本計画で令和12年度までの目標年次に合わせて目標数値を設定している項目もございますが、基本、予算単年度ごとということもありまして、まずそれぞれの年度でその事業をやっていくというものです。

例えば9ページの「おもてなし支援事業」で海外向けのツアーを作るというのは、最終的には5年後ぐらいを見据えて、まず当面3年くらいでどういう項目を実施していくかなどの計画を立てて、まず初年度、ニーズ等の調査をして、最終的にツアーが継続して実施できるような体制を段階的に取っていきたいと考えております。

食品加工の方とかも、いずれその支援対象の方が将来的に継続してどのような食品加工をやっていくのかを踏まえて、今年度は例えば機械の支援、翌年度は経営の相談をサポートセンターで受けたりとか、色々その時の相手のステージによって求められるものが違うかと思うので、それらには対応できるような事業が何かしらあるかなというふうに思っておりますので、少し計画的に事業計画設定はしているつもりでございます。

伊藤委員長：よろしいですか。お手元の第3期みやぎ食と農の県民条例の資料7・8ページにあります、第3章「施策体系と推進指標」の中で、農山漁村なりわい課は一番下のⅢの部分に関わってくると思います。8ページを見ていただくと、施策11「関係人口と共に創る活力ある農村」や、施策12「地域資源を活用した多様ななりわいの創出」という項目があります。

令和元年を基準年とし、10年後の令和12年を目標年として、その中間年にあたる昨年度、これまでの達成状況をもとに見直しがはかられています。すでに目標を達成した項目には新たに高めの目標を設定したり、達成が未達な項目は目標値を修正したりという作業が各所でなされています。

つまり、数値目標やKPIが設定されている上で、先ほどの高山委員の御指摘は非常に重要な点です。なりわい課としては、これらの指標を通じて「自分たちの仕事はどこまで地域に受け入れられているか」を考えますし、県の施策全体を評価する委員会でも、こういった指標に基づいて議論するわけです。

ただ、これらのメニューを活用して自らの地域で事業に取り組もうとする事業者からすると、「どれぐらいのスパンで、どういう目標を設定すればこういった補助事業を使えるんだろうか」ということが、やはり気になりますよね。それによって自分たちの取り組む計画を考えなければならなりません。このため、なりわい課が担当する個別の施策について、事業を担ってくれる事業者と相談しながら、「目標年までに何を実現するのか」、それが例えば5年のプログラムであれば、「3年目までにどこまで達成したいのか」といったことも、きちんと設定して取り組むのが良いのではないかとというのが高山委員の御発言の主旨であると解釈しました。

実際に、国の補助事業でも、公募で採択される時には同様の立て付けで行われています。例えば3年の期間で事業が終了し、3年後に次期の事業にまた応募する際には、これまでの達成状況や取り組んだ課題、実施してみて何が変わったのか、何がうまくいかなかったのか、そう

いう成果をまとめて報告することが求められます。その上で、「また2年3年の取組でどのような課題を解決し、どのような価値を創出するのか」という申請ができるように国が指導しているようです。

先ほど説明のあったノースベルトも、今後取組を広げる時には、こうした事業に関心を持つ事業者にできるだけうまくいく要因、うまくいかなかった要因などの情報を共有できる仕組みがあると良いと思います。

他はいかがでしょうか。佐藤委員お願いします。

佐藤委員：私からは2つありまして、今お話にありました8ページのノースベルトの件、うちの伊豆沼農産も参加させていただいておりまして、インバウンドの誘致と広域連携という観点では、ものすごくいい支援をいただいたなと思っております。ありがとうございました。登米市はインバウンドがほぼゼロに近いような形だったんですけど、コロナ禍からこの事業が始まって、去年は約400人くらい、昼食だけの利用とかも含めると600人以上はインバウンドが来ているということで、何もしなければゼロに近かったものが、事を起こすことで数百人のお客様が来ていただけるんだなっていう、ちょっと自信に繋がったなと思ってます。

今回連携している、栗原、大崎、石巻、南三陸にそれぞれ自立している仕組みがあるから連携してうまくいくんだなっていうことが、この事業を通して分かってきました。なので、これから県南だったりとか仙台のあたりでもできる事業者さんたくさんいると思いますが、まず北部できちんとビジネスモデルを皆様に共有できる形で展開していくことが大事なのかなと思いますので、今年度は横展開するための基本的な体幹作りをしたいなと思ってます。本当に御支援いただいてありがとうございます。

2つ目として、7ページの集落支援員の支援事業っていうところがありますけれど、支援員の方が1人いらっしゃるって、農泊地域に本当に細かく足を運んでいただきながら、それぞれの農泊地域がどういう取組をしているかっていうのを丁寧に取材をして、今までは多分職員の皆様が発信していた情報が、民間の方が発信することでまた違った魅力が色んな方々に伝わるのかなということで、これもすごくいい事業だなと感じております。

質問になりますが、私もちょっと不勉強で恐縮なんですけど、12ページからの農村RMOについて、今宮城県だと川崎町と加美町が支援の対象になっていて、私としては非常に興味深いと感じました。色んな取組とかやってらっしゃると思いますけど、結構課題とかも多いんじゃないかなと思ひまして、うまくいくアクションだったりとか、今までやってきた中で大変だったことっていうのを教えていただきたいなと思ってます。教えていただいたことで、他のエリア、うちの方も含めてですけど、こういったRMOの仕組みっていうのをみんなで考えていくきっかけにしたいなと感じました。以上です。

加藤課長：ありがとうございます。RMOのこの2地区については、令和6年度から始まって、今年3年目という形になっております。資料、中を見ていただくとですね、各地域で色んな取組を検討されていて、例えば酒米であったり、サカキの栽培であったり、食用バラとかですね。そういう収益になる作物の導入については色々、取組をしている状況ですけども、まだ自立と

いかですね、自走できるというところまで行っていないという状況です。これまでの2年間の課題について、改めて抽出して、自走に持っていける検討、話し合いを今年度することにしております。最終的に2つとも自走をできるように、引き続き支援していく所存です。

伊藤委員長：ありがとうございます。また後でも関連して御質問・御意見を受け付けたいと思いますので、農山漁村なりわい課の業務概要については、一区切りつけさせていただきます。

続きまして、次第の3になります。本委員会では、運営要領の第2条に規定されている事業・制度等について、実施状況の点検や、計画的かつ効果的な運営、事業の推進に関する検討を行うということになってます。今日は、本規定に基づいて、冒頭で申し上げた3つの事業について、昨年度実績の確定値、それから今年度の計画・課題について、事業の概要を含めて事務局からそれぞれ説明していただきますので、それらについて皆さんから忌憚のない御意見をいただければと思います。それでは最初に、(1)の多面的機能支払交付金事業について、事務局から説明をお願いします。

由利班長：交流推進班の由利と申します。座って説明させていただきます。資料は右上に「資料1」とあるものを御覧ください。

はじめに制度の概要を簡単に御説明いたします。9ページの次のページに、農林水産省が作成しております「あらまし」という資料がございます。こちらで御説明いたします。1ページを御覧ください。「はじめに」とありますが、農業は国土の保全、水源の涵養など多面的な機能を有しております。そして、その利益は広く国民が享受しております。しかしながら、農村地域では過疎化・高齢化が急速に進み、集落機能が低下し、これまで地域の共同活動によって支えられてきた農業に付随する草刈り・泥上げ等といった共同活動が困難になりまして、担い手農家の負担増加も懸念されております。本事業により、地域への共同活動を支援することで、地域資源の適切な保全管理はもとより、地域営農の持続性確保を図っていくものとなっております。

2ページを御覧ください。この交付金は2つの交付金で構成されております。1つが農地維持支払交付金です。こちらは基礎的な保全活動となっております。法面の草刈りや、写真にあります水路の泥上げ、農道の路面維持、施設の点検といった内容です。もう1つが、資源向上支払交付金です。こちらは水路のひび割れなどの補修といった施設の軽微な補修、外来種の駆除、農村環境を保全する活動といった、地域資源の質的向上を図る共同活動のほか、下にあります、未舗装農道の舗装や、素掘り水路をコンクリート水路にするといった施設の長寿命化を図る活動、組織が行いますこれらの活動に対して交付金が交付されております。

続きまして、8ページを御覧ください。交付金は、活動対象となります農地面積に交付単価をかけた金額となります。4の対象となる農用地ですが、農振農用地区域内の農用地であることが原則となっております。農振農用地というのは、今後も地域で営農を継続していく、守るべき農地というふうに考えていただければと思います。

交付単価ですが、基本となる単価というのが決められておりまして、農地維持支払交付金の田んぼであれば10aあたり3,000円、資源向上支払の共同活動であれば2,400円と

なります。この交付単価は基本的な単価となっておりますので、市町村の実情に応じて単価を設定できるものとなっております。

続きまして、12ページを御覧ください。制度改正によりまして、令和7年度から環境保全型農業直接支払交付金から、本事業に長期中干し、冬期湛水といった環境負荷低減にかかる取組が移行されております。資源向上支払交付金の共同活動に加算措置されておりまして、この取組が「みどり加算」と言われてございます。

それでは、令和7年度の実績について御説明をいたします。資料1の1ページにお戻りください。「ア 従来の取組」についてです。令和7年度は、対象となる市町村数が32、組織数が949組織、認定面積として74,720ha、農振農用地のカバー率が64.2%となります。これは県内の農振農用地の約3分の2でこの取組が行われているということになっております。増減につきましては、市町村が1減となっておりますが、塩竈市の組織が高齢化を理由に令和6年度末で活動を中止したことによるものです。組織数は7減、認定面積は517ha増となっております。組織数は減となっておりますが認定面積は増となっております、こちらは活動を中止した組織の面積よりも、新規組織による面積の方が大きかったことによるものとなっております。

続きまして、「イ 環境保全型農業直接支払交付金から移行した取組」ということで、先ほど説明しましたみどり加算についてです。長期中干しの件数が2件、実施面積が277ha、冬期湛水は12件、実施面積が163haとなっております。冬期湛水の取組が令和6年度に比べて減少しておりますが、こちらは環境保全型農業直接支払交付金から当事業に移行したということで、5年間で取組面積を拡大する要件というのが設定されました。そのことによりまして、取組を見送る団体が出てきたということが主な要因となっております。

次に、2ページを御覧ください。「ウ 防災・減災地域共同活動支払交付金」についてです。国土強靱化地域計画に基づく事業としまして、令和7年度国補正予算から新たに創設された事業となっております。事業内容は、田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクト流域内の農業用排水施設の整備を支援するものとなっております。大崎市の20組織で実施しました。

交付額は全体で2,790,000千円ほどとなっております。負担割合につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1となっております。活動実績につきましては、例年どおり市町村担当者説明会、担当者会議、また各地域で組織支援研修会を7回ほど実施しております。

また、3ページの中段に広報活動の実績というのがございますが、「ぐるみ」という広報誌を年に2回ほど発行して、それを組織の方まで配布している状況となっております。

4ページにつきましては認定面積・活動組織数の事業の推移を表したグラフ、5ページは市町村ごとの令和7年度の実績の表となっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

6ページからが令和8年度の計画となります。取組市町村数は変わらず32、組織数は955組織、認定面積は75,097haとなります。組織は6組織増、面積も377ha増となっており、新規組織の増加によるものとなっております。

また、先ほどのみどり加算につきましては、長期中干しの実施件数が4件で378ha、冬期湛水の実施予定面積が18件で250haで予定されておりまして、今年度、柴田町の多面

的機能支払の2組織が初めて、新たに長期中干しの方に取り組む予定となっております。全体的に昨年度より実施面積が増える見込みとなっております。活動計画につきましては、令和7年度とほぼ同様の内容となっております。

最後になりますが、9ページを御覧ください。活動組織の継続に向けた取組としまして、土地改良区等への事務委託の状況について説明をさせていただきます。令和7年度の実績としましては、表を見ていただくと分かるのですが、事務委託をしている組織は70組織でありまして全組織の7.4%、そして今回初めて面積を算出してみました。面積で見ますと23.7%ということで、約4分の1の区域が事務委託をしているということが今回分かりました。また、広域化している組織が積極的に事務委託しているという傾向が、この数値から分かるかと思います。なお、事務を受託している受け皿というのが、18土地改良区及び4協議会となっております。令和7年度、そのうち新たに2つの土地改良区と、あと農業協同組合1つというのが受け皿に追加となっております。また、令和7年度に新たに事務委託をはじめた組織は9つございまして、事務委託の推進というのが徐々に図られてきている状況となっております。受託率の方を見ていただきますと、栗原管内と気仙沼管内の受託率というのが低い状況ですので、引き続き事務委託を進めまして、広域化を図っていくという支援をしていきたいと考えてございます。

活動組織の体制強化に向けたマッチングについてですが、宮城県多面的機能支払推進協議会のホームページにおいて、支援可能な外部団体等を募集しております。支援を希望する活動組織にその旨を情報提供して、マッチングを図っていく予定としております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

伊藤委員長：ありがとうございました。ただいまの説明について、皆さんから御質問・御意見等ありましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

こうした専門的な言葉にはじめて触れる方にとっては難しい部分もあったかと思いますが、先ほど説明のあった資料の中に、農林水産省が作っている「令和8年度多面的機能支払交付金のあらまし」があります。比較的分かりやすく資料が作られていますので、もう一度見ていただければと思います。それに基づいて、県の方では表紙から10ページ近くの資料を作って、昨年度の実績と今年度の計画等を整理していますという説明でした。

ちなみに、8ページが農水省の多面的機能支払交付金の概要を1枚で整理しているスライドです。右上の令和8年度予算概算決定額を見ると、多面的機能支払交付金にここ数年毎年500億円ほど充当されています。後ほど議論する中山間地域等直接支払交付金はここ数年280億円ほどになります。合わせると780億円ほどです。

さらに、なりわい課の所掌ではありませんが、環境保全型農業直接支払交付金の予算が20～30億円ぐらいで、トータルで800億円ほどの予算になっています。環境保全型農業直接支払交付金は、例えばお米を作る場合、化学肥料や農薬の使用量を慣行栽培に比べて50%以下に減らすことから環境保全型と言われています。これは、農業が引き起こす気候変動への対策として環境保全に取り組むことを支援しようというものですが、800億のうちの30億円前後にとどまっています。

おそらく国としては今後、これをもっと強化しようという方針です。5年ほど前に策定された「みどりの食料システム戦略」に沿った農業生産の取組を申請して国に認められると「みどり認定」と言われて、この認定が今後は補助金受給の必須条件になっていく見込みです。農業生産にはさまざまな補助金がありますが、環境負荷を減らすものに焦点を絞って手厚く支援していきますという方向性が鮮明になってきていると思います。

話を多面的機能支払交付金に戻します。ここは土地改良区もあるので、千葉専門委員、それから上野専門委員は御意見ありませんか。

千葉専門委員：それでは私の方から、いわゆる事務の委託ですね。やはり活動組織の活動延長に支障になっているものの理由の1つに、こういった事務的な業務の負担が大きいというふうに聞いております。我々土地連といたしましても、この事務委託の推進には取り組ませていただいているんですが、常に言われますのが、不確定要素が多すぎるというようなところが一番大きいです。例えば改良区もそんなに人が潤沢ではないものですから、現体制では例えば1組織、2組織ぐらいが限度で、さらにそれよりも広めるには、人を雇わなくちゃいけない。そうなる、まとまった組織からの受託がないと、その人件費に当てられないというような課題という問題意識を持っている改良区さんも多いです。

それからもう1つが、土地改良区の成り立ちというものを考えますと、自分の管轄する地域の農業用の道路・水路は、やはり改良区がある程度面倒見なきゃいけないっていうようなところもありますし、幹線のところと末端水路は、明確に管理の責任を分けているんだというところがあるものですから、その辺りを少し丁寧に見ながら、受託の取組は進めていく必要があると思っております。

それから、受託の単価がですね、もう少し土地連としても持続可能な受託環境になるように、受託経費を県としても御検討いただいて、色々土地改良区さんから御意見を聞きながら、国の方に要望等していただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

ちょっと長くなって恐縮なんですけど、先ほど委員長から出ました、みどり加算の件で質問でございます。中干しの延長で加算を受けることができるとなっているんですが、今のJ-クレジット制度の中でも中干し期間の延長がクレジット化されて売買できるということで、結構民間の運営管理者が色んなところに入り込んでいるというところでございます。その際に、J-クレジットの取組と、このみどり加算がいわゆるダブルでもらえるのか、もしお分かりになれば教えていただきたいと思っております。

由利班長：まず国に要望するということで、確かに委託をした際の経費はかさ増しでかかると思いますので、そういった部分を引き続き要望していきたいと思っております。

御質問の中干しについてなんですけれども、J-クレジットとみどり加算どちらも交付を受けられるのかってところがちょっとまだ分からない状況ですので、確認して後日お答えさせていただきますと思います。

伊藤委員長：よろしいですか。ダブルで受けられないと思いますが、確認してみてください。上

野専門委員はどうですか。

上野専門委員：交付単価についてですが、昨年、確か会計検査の指摘だったかで、農振農用地の一筆調査があって、長年水田だった場所が、転作をして草地になっているといった部分は、話によると畑の単価で今度算出するようになると聞いたのですが、今後の流れ的にはどうなんでしょう。

由利班長：田んぼの形状を保有していれば田の単価で交付できるということになっています。田んぼの形状というのが畦畔があること、かんがい機能を有しているということ、その2点になりますので、畦畔を全て取って湛水できないような状況になっていますと、畑の単価で交付というふうな形になります。

上野専門委員：改めてなぜ聞いたかっていうと、高低差のある中山間地域だと基本的に畦畔は残しているんですが、草を刈ったりという作業性の向上のために、田越しで田んぼに出入りできるように坂路を作っているケースがあるんです。細かい話なんですけど、そういった部分だとどうなのかも聞いておきながら、地元の説明会なんかでちょっと説明をしておきたいなというふうに思っています。

由利班長：現状を見ていないので何とも言えないんですけども、歩く部分の畦畔を取っているという状況であればすぐに畦畔を復旧できると思いますので、田の交付単価で支障はないかというふうに思っております。

上野専門委員：これから色々なケースもありますし、うちの方だとブルーベリーなんかは転作しているともう完全に樹園地になって、田んぼではなくて畑でのカウントになるのかなというのもあったので、そちらの方もちょっと危惧していたので確認しました。

伊藤委員長：今の上野専門委員からの御意見は、確認も含めて要望するのが良いと思います。現在、国が水田政策の見直しの中で掲げているのは、生産性向上と付加価値増大の2つの大きな柱です。上野専門委員が言うように、畔を取り払って生産性を向上させたいというのは現場からすれば当然ですが、それが認定されないのは相反しますよね。国がそういった点をきちんと整理してくれないと、中間にいる県や市町村が一番苦しむことになるので、「こういう意見があるけどどうなんですか」と問い合わせた方が良いと思います。その上で確認した内容を、上野専門委員だけでなく皆様にも共有していただければ良いと思います。よろしくお願いいたします。他はよろしいでしょうか。

それでは続いて、議事の3（2）中山間地域等直接支払交付金事業について、事務局から説明をお願いいたします。

伊藤班長：中山間振興班の伊藤と申します。私の方から、「資料2」の中山間地域等直接支払交付

金について御説明をいたします。それでは、着座にて御説明させていただきます。まず、資料を3枚ほど捲っていただくと添付しております、緑色の冊子「中山間地域等直接支払制度」というパンフレットを使って御説明をさせていただきたいと思います。

まず、多面的機能支払と同様に、事業の制度設計についてその概要をパンフレットで御説明をさせていただきます。パンフレットを1枚捲っていただきまして、「はじめに」を御覧ください。本制度は平成12年度の創設以来、農業の生産条件が不利な中山間地域等において耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保することを目的に、国及び地方自治体が共同してその条件不利を補正する支援を継続してまいりました。これまでの25年間にわたる取組により、農地の適切な維持管理や地域コミュニティの維持に寄与してきたところでございます。本制度は5ヶ年を1つの期として運用されておりまして、昨年令和7年度から令和11年度までを期間とする第6期対策が新たにスタートしております。本日は、この第6期対策における見直しのポイントも交えながら概要を御説明いたします。

それでは、ページの方捲っていただきまして、パンフレットの2ページ目をお開きください。まず、制度の対象となります地域及び農用地について御説明いたします。本制度は、条件不利な中山間地域等において集落等を単位に農用地を維持管理していくための協定を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、その面積に応じて一定額を交付する仕組みとなっております。対象地域は、特定農山村法を始めとします、いわゆる「8法指定」と言われる地域振興立法で指定された地域でございます。こちらに加えまして、第5期対策から棚田地域振興法に基づく指定地域も追加されているほか、都道府県知事が特有の事情を考慮して定めた特認基準を満たす地域においても活用ができることとなっております。対象となる農地は、田、畑、草地、放牧地でございます。地目や傾斜区分によって交付単価が細かく設定されております。なお、第6期対策を迎えるにあたりまして、対象の農用地の基準が整備され、原則として農振農用地区域内、及び将来の農地利用を明確化する地域計画区域内に存在する一まとまりの農用地であることが明確に位置付けられました。

次に3ページ目を御覧ください。交付の対象者でございます。集落等を単位とする協定を締結しまして、5年間農業生産活動を継続する農業者等となります。交付単価については3ページ目の表のとおりでございます。例えば田んぼの場合ですと、傾斜が100分の1以上で、緩傾斜であれば10aあたり8,000円、10分の1以上で急傾斜では10aあたり21,000円などと、条件不利の度合いに応じた単価が定められております。

続きまして、交付単価の仕組みについて具体的に御説明いたします。交付金には上限単価が設定されていますが、その基本構造は、基礎的な維持管理活動のみを行う場合の基礎単価、下の表で、交付単価の8割でございます。将来に向けた体制整備のための前向きな活動を行う場合の体制整備単価、交付単価の10割でございます。こちらの2本建てとなっております。

第6期対策における大きな変更点については、この満額の10割となる体制整備単価の適用を受けるための要件といたしまして、協定期間中に「ネットワーク化活動計画」を作成することが必須化されております。中山間地域では現在、急激な人口減少や高齢化の進行によりまして、従来の単一の集落単位による活動組織の維持が極めて困難になっております。そこで第6期対策は、複数の集落活動組織が統合して規模を拡大したり、周辺の多様な組織と連携して事

務負担を軽減したりといった、将来も共同活動を継続するためのビジョンを計画として描いていただくことを求めています。この計画の作成は、具体的な取組について協定期間の最終年であり令和11年度までに達成されなかった場合には、体制整備分にあたる2割分の交付金を過去に遡って返還していただくというペナルティも課されます。そのため、我々行政や関係機関には計画的な指導、運用のサポートが重要となっております。

続きまして、4ページ目を御覧ください。交付金の使途についてでございます。地域の実情に応じて何に使うかを各協定内の話し合いで柔軟に決定することができます。本県における配分状況を見ますと、構成員への個人配分と、集落全体で管理する共同取組活動費が概ね半々の割合となっております。共同取組活動費における主な使用目的は、農道・水路の管理費や農地管理費、鳥獣被害防止対策費の他、共同利用機械の購入や施設整備などが約6割を占めており、地域の共有財産を維持するために有効に活用されている状況でございます。

5ページ目を御覧ください。運用のルールでございます。こちらについては、活動と会計の透明性を高めることが徹底されております。事務負担の軽減に向けて、事務担当者への適正な報酬水準への見直しや外部委託が推奨されているほか、金銭出納簿や活動記録などの証拠書類を適切に作成、管理することが求められております。

6ページ目を御覧ください。先ほどお話ししました交付金の8割と10割の2本建てについてでございます。ここでは、8割支給の対象となります基礎的な活動の具体的な中身について御説明をさせていただきます。活動には、必ず行うべき農業生産活動と、選んで行う多面的機能を増進する活動がございます。まず、農業生産活動といたしまして、表にある2つの活動を両方とも実施する必要があります。1つ目は耕作放棄の防止等の活動です。適正な営農による耕作放棄地の防止を始め、後廃農地の復旧、担い手の確保・育成、高齢農家からの農地賃貸借に向けた話し合い、さらには法面の保護、改修や電気柵の設置などの鳥獣被害防止対策がこれに該当します。2つ目は、水路・農道等の管理活動です。泥上げや草刈りといった農業施設の適切な維持管理・補修を行うものでございます。これらの2つの必須活動に加えまして、多面的機能を増進する活動として、次の3つの分類から1つ以上の活動を選択して実施することが求められます。1つ目は、国土保全機能を高める取組でございます。2つ目は、保健休養機能を高める取組となっております。3つ目は、自然生態系の保全に資する取組ということでございます。これらの基礎的な要件をすべて満たすことで、8割単価の受給が認められるという内容でございます。

続きまして、7ページ目を御覧ください。それでは、10割給付の必要条件でありますネットワーク化活動計画について、具体的な体制作りの方向性を説明したいと思います。資料中段の体制作りのイメージのとおり、大きく2つの内容が示されております。

1つ目は、図の赤い円で示されておりますけれど、集落協定間の連携によるネットワーク化でございます。これらは、近隣の複数の協定が手を取り合い、労力や機能を補完し合う体制でございます。具体的な連携項目としては、次の4つが挙げられます。1つ目は、事務の一元化でございます。煩雑な会計や実績報告などの事務を、共同事務局へ一括して集約し負担を軽減します。2つ目は、草刈り等の作業の共同化でございます。例えば協定の枠を超えて人員を融通し合い、草刈り隊などを結成し共同で実施します。3つ目は、機械・施設の利用の共同化で

ございます。高額な農業機械や資材を複数協定で共有して、コストの縮減を図るということでございます。4つ目については、農作業の共同化でございます。地域の担い手などが協定を跨いで基幹3作業を請け負うことで、営農面で支える仕組みを構築している状況でございます。

2つ目について御説明いたします。図の下にあります「多様な組織等の参画」でございます。農業者だけで活動を抱え込まず、地元の自治会、企業、NPO、大学、土地改良区や、すでに地域環境を守る活動を行っている多面的機能支払の活動組織、そして非農業者などの多様な利害関係者を仲間に引き入れる取組となっております。これらの組織は、法人格の有無を問わずに任意の団体であっても参画が認められております。各集落協定はこれらの方針を踏まえまして、資料下段の3つの取組、すなわち10ha以上の規模で活動連携を行うネットワーク化、10ha以上の規模で協定を一本化する統合、外部組織の参画や非農業者の割合を10%以上にする多様な組織等の参画、この3つのなかから地域の実情にあった取組を1つ以上選択し、計画を作成することとなります。

続きまして、8ページ目を御覧ください。このネットワーク化の構築範囲については、将来の農地利用ビジョンが共有されている、同じ地域計画区域内の他の協定と取り組むことを基本パターンとしております。ただし、区域内に連携できる協定がない場合や、農地が地続きである、広域法人が双方の区域で営農しているなど、合理的な理由がある場合には区域外の連携を認める例外パターンも規定し、現場が柔軟に動けるよう配慮している状況でございます。

パンフレットをさらに進めていただきまして、19ページ目から21ページ目を説明いたします。本制度では、地域をさらに活性化させる意欲的な取組に対しまして、通常の交付金に上乗せして支給いたします加算措置を設けております。第6期対策における加算措置は大きく5つの柱で構成されております。棚田地域振興活動加算、こちらについては棚田地域振興法に基づき指定された棚田地域において、棚田米のブランド化などといった地域振興活動を行う場合に加算されます。続きまして、超急傾斜農地保全管理加算でございます。特に維持管理が困難な超急傾斜農地の保全活動を行う場合に加算されます。

20ページ目を御覧ください。こちらが第6期で新設されましたネットワーク化加算でございます。共同事務局を設置して運用したり、草刈り隊を組織して実効性のある広域活動を展開したりする場合に支給されるという内容でございます。同じく第6期対策から設けられたスマート農業加算でございます。ラジコン草刈機の導入やドローンによる共同防除などに対する加算となっております。

21ページ目が、集落機能強化加算の経過措置ということでございまして、第5期で設けられました加算でございますけれど、本来であれば第6期で原則廃止となる方向ではございましたが、前期から継続して取り組んでいる組織に限定して、第6期期間中に限り経過措置として加算が継続されることとなった措置でございます。

10ページ以降について制度の詳しい概要や、29ページ以降にも具体的な他県の取組事例等も掲載されておりますので、また後ほど御一読いただけますようお願いいたします。

それでは、パンフレットの説明を終わらせていただきまして、右肩「資料2」の方の、令和7年度の実績、令和8年度の計画について御説明をさせていただきます。1ページ目をお開きください。まず、昨年度、令和7年度の交付実績でございます。取組面積につきましては、表

の令和7年度実績の欄にありますとおり、取り組んでいる市町村は14の市町、協定数は188、取組面積の合計は2,038haとなっております。交付額につきましては、前年度の令和6年度と比較して若干の増減はあるものの、概ね同規模の水準を維持していることが確認できます。

本年度、令和8年度におきましても、集落協定が滞りなく共同活動を継続できるよう支援するとともに、何より第6期対策の最大の課題でありますネットワーク化活動計画の作成に向け、市町村と緊密に連携しながら、各集落協定への丁寧な体制作りに取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますけども、現在国では、新聞報道でありますとおり、交付金の対象範囲の拡大や手続きの簡素化、市町村の財政負担を軽減する動きがございます。このような国の動きも注視しながら取り組んでまいりたいと思います。私の方からは以上でございます。

伊藤委員長：ありがとうございました。ただいまの中山間地域等直接支払交付金について、皆さんから御意見・御質問がありましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

ただ今の説明にありましたように、本事業は2000年から始まり、5年ごとに改正され、昨年度で第5期が終了、今年度から第6期がスタートしました。これから5年間で説明いただいた国の資料を基本に事業が進められていくことになります。なお、第5期にあった「集落機能強化加算」が、第5期のまとめの段階で国から「廃止します」と唐突に言われ、議論の結果、急にはやめられない地域に配慮して、これまで取り組んできた集落にのみ限定して継続が可能となりました。その代わり第6期では新たに「ネットワーク化加算」が設定され、さまざまな実務を共同化して組織のネットワークを広げ、しっかりと活動を推進できる体制を強化していくという立て付けになっていたと思います。

資料1ページのとおり、宮城県の場合には、令和6年度の交付額が総額で大体3億4千万円だったのが、令和7年度の実績で大体3億2千万円になっています。国全体の予算が280億円ほどなので、宮城県とすれば単純に全体の予算を47都道府県で割った平均より少ない方になります。それだけ他の都道府県の中で中山間の傾斜の厳しいところにお金が使われていることになります。逆に先ほどの多面的機能支払交付金は、国全体の500億を47都道府県で割った平均値より宮城県は多く配分されています。

ちなみに、先ほどの「集落機能強化加算」は、第5期の目玉として新設された施策です。買い物難民を減らす取組なども支援しますと言っていたもので、好評だったと評価する人もいる反面、農業生産に限定して考えるべきだという意見もあり、結果として第6期では農業に限定する使い方に絞り込みがなされたものです。この委員会で「やっぱり生活支援も必要だよ」となった時に、県単独で実施できるだけの財源がなければ、県から国にこういう声が出ていますという要望を出していけば良いと思います。やっていないから意見を出す必要はないということではなくて、現場の声として、また皆さんのお考えとして必要であれば、きちんと国に申し出ることが大切だと思います。今日の説明に対して何か御確認したいことや御意見・御質問はありませんか。よろしいですか。

それでは、議事3(3)、これは宮城県独自の施策で、「みやぎの地域資源保全活用支援事業」、

資料3になります。こちらでも事務局から説明をお願いいたします。

由利班長：御説明をさせていただきます。「資料3」を御覧ください。はじめに事業概要を簡単に御説明いたします。資料の一番後ろの6ページを御覧ください。まず事業目的ですが、中山間地域等において農地や土地改良施設等の地域資源の利活用や保全活動を支援する事業となっております。右の緑枠にございます事業の流れのとおり、地域では地域資源を保全する「ふるさと水と土保全隊」を組織しておりまして、そこに指導員を設置し、指導員の指導のもとに活動を行っております。また、これらの活動を担う人材の育成もこの事業の大きな目的としております。

この事業の財源というのが基金となっております。平成5年から9年まで造成しました660,000千円、こちらを原資に事業を展開しております。基金の拠出割合は国が3分の1、県が3分の2を積み立てている状況です。令和7年度末の基金残高は650,745千円となっておりますが、この基金を地方債等の有価証券で運用しておりまして、以前はその運用益で事業を進めておりましたが、現在は利率がピーク時の10分の1程度まで下がっておりますので、運用益で事業を実施できないということで、令和元年から基金を取り崩して事業を展開しております。

それでは1ページに戻っていただきまして、令和7年度実績について御説明いたします。基金の運用についてですが、基金元本が650,745千円、取り崩しが2,543千円、運用益は1,412千円となっております。表の左下に書いてあります、令和4年から令和6年の基金運用益となっておりますが、令和元年あたりは運用益が6,000千円弱ほどありましたが、近年1,000千円程度に下がっているという状況となっております。

主な取組としまして、①ふるさと水と土指導員・保全隊に対する補助ということで、県内8つの保全隊の保全活動に対し支援をしております。②みやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催は、農業農村の魅力を広く紹介するためフォトコンテストを開催しております。この資料の表紙、そして先ほどの多面的機能支払交付金の方の表紙というのが、昨年度の実績の作品となっております。多面的機能支払交付金で御紹介いたしました広報誌「ぐるみ」の表紙にも入選作品を使っております。このような形でのパンフレットや資料等に活用させていただくほか、県庁1階のロビーで展示会の方を実施して広報している状況となっております。また、若い世代から見た農村の魅力を発信したいということで、インスタ部門を設けて開催しております。

2ページを御覧ください。③ふるさと水と土指導員研修会の開催等になります。東京で開催されました全国研修会への参加に加えまして、県の研修会を大崎市で開催しております。意見交換では、他の保全隊の活動状況を知るということで、有意義な研修の場となったようです。また、指導員の皆様が地域資源の保全について多くの人に関心を持っていただきたいという思いを持っていただけるということで、当課のホームページに地域の取組をPRしてほしいというお話がありましたので、新たに2つの保全隊の活動状況をホームページの方で掲載いたしました。数日前、ちょうどマスコミからこのサイトを見て活動の取材があったということで、早速PRの効果が出て嬉しく思っております。④地域住民活動促進事業について、こちらは地方

振興事務所からの提案事業となっております。令和7年度は東部地方振興事務所、北部地方振興事務所が取り組んでおります。東部地方振興事務所は田んぼダムの模型を製作し、今後田んぼダムの普及啓発を図っていく予定となっております。北部地方振興事務所は世界農業遺産に関する水管理施設カードを制作しております。昨年度増刷し、引き続き地域資源の理解向上を図っていくものとなっております。⑤地域住民活動の人材育成についてです。こちらは教育機関との連携により、農業や地域住民活動に関わる人材の育成に取り組んでおります。そちらについて4ページと5ページの方を御覧ください。

4ページは宮城県農業大学校の取組です。宮城の農業の将来を担う人材としまして、地域資源である世界農業遺産大崎耕土について理解を深めてもらうため、1・2年生に講義、施設見学といった人材育成の取組を支援させていただいております。

5ページは、県内の農業高等学校等と連携した取組となっております。昨年度は4つの高等学校の方に支援をしております。まず1つ目が小牛田農林高校。こちらも大崎耕土の関連施設見学などを実施しております。南郷高等学校につきましても、大崎耕土を学ぶバスツアーを企画ということで、小学校4年生から中学3年生を対象にバスツアーを募集しまして、5名ほどの参加があったということです。3つ目、古川黎明高等学校につきましても、大崎耕土でのフィールドワーク、こちらタイから来た姉妹校の方と一緒に取組をしているような状況になってございます。4つ目、宮城県農業高等学校につきましてもは水稻肥料の商品開発や研究に大学の先生や専門家から御意見をいただき、知識や技術を高める取組を実施しておりました。当事業から、このような活動やフィールドワークに必要なバス代や講師への謝礼等を学校に補助してございます。

3ページに戻ってください。令和8年度の計画になります。基本的には令和7年度と同じ計画としておりますが、先ほど御説明しました教育機関との連携を図る部分をさらに全県に広げて、地域を守る人材の育成を図っていきたいと考えております。令和7年度は高等学校4校への支援でしたが、今回普通高校などにもお呼び掛けしたところ、全部で9校から要望がございまして、そのうち7校が今年度新たに要望があった高等学校となっております。こういった形で広がりが出てきている状況となっております。私からの説明は以上となります。

伊藤委員長：ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見・御質問がありましたら御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。専門委員の上野さんは、このふるさと水と土の指導員をられているプロ中のプロですから、上野さんから今の説明で何か御意見はありませんか。

上野専門委員：1番心配されるのは、視察や研修で来られるのはいいんですが、熊の出没の関係で、去年の秋から現地の方は見られない状態になっております。特に高校生、中学生については警報が出た段階で郊外での研修はなしということになりまして、今年の春も実際は穴堰の方には行かないで、ため池とダムの視察で終わっておりますので、そういった部分がクリアにできれば、かなり有意義な時間を過ごせるのかなと思っております。

伊藤委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょうか。では、江畑委員からお願いします。

江畑委員：先ほど、高校9校のうち7校が新たに要望があったというお話だったと思うんですけど、これはかなり強く働きかけたものなのか、周知をしたら手を挙げてきたものなのかという点と、地域的に偏りとかがあるのかどうかを教えていただけますか。

由利班長：そこまで強い周知はしていなくて、県の高等学校全ての区分箱に御案内の通知を入れてさせていただきました。そういった中で興味がある先生が今回要望を出してきていただいている状況になっております。地域的なものと言いますと、気仙沼・南三陸方面、栗原・登米管内では要望がない状況になっておりますが、大河原、村田、石巻、古川、小牛田、松山、加美といった形で広がりはあるような状況です。仙台ですと二華高校の方から要望がございます。

伊藤委員長：多分担当の先生が引っ張っている可能性があると思います。良い傾向なので、もっと力を入れるというか、仲間を増やしていく緩やかな進め方が良いのではないかと思います。さきほど話のあったインバウンドの教育研修などと一緒に実施するやり方もあると思いますが、支障はありますか。

由利班長：はい、支障はないと思います。

伊藤委員長：参加人数が増えた方が主催する方も力が入るのかなと思います。ノースベルトにも投げかけてみたりしながら検討してみてください。

由利班長：あと追加でなんですけれども、ある農業高校さんは今年度、鳥獣対策について専門家に来ていただいて10回ほど授業したいということで、今回、謝礼の方を補助する形になっております。

伊藤委員長：宮城県の場合、捕獲して駆除したものをジビエとして利用できるかどうかについては、原発関係でかなり限定はされるでしょうが、今後はできるだけ利用していくことが望ましい方向ですので、さらに深みのある検証などにも取り組んでいただきたいと思います。

他いかがでしょうか。終了時間になりましたので、全体として何か御意見等がございましたら御発言していただきたいと思います。また、資料をお持ち帰りいただき、もう一度見直した時に、よく理解できないとか、勘違いしていた、改めて確認したいことがありましたら、是非事務局に、電話、メール、ファックス、口頭でも良いと思いますので、御意見ないし御質問をお伝えください。

それでは、本日も貴重な御意見・御助言等をたくさん頂戴しました。それらを宮城県の農村振興に役立てていただければと思います。これにて議事を終えたいと思います。御協力ありがとうございました。

司会：伊藤委員長、ありがとうございました。本日の皆様からいただきました御意見・御助言等を踏まえまして、今後の農村振興施策の推進に役立てていきたいと考えております。

なお先ほど、伊藤委員長の方からもお話がありましたけども、本日の委員会の議事録は公開となっております。後日、事務局で作成した議事録の案を、委員の皆様にもメール、ファクシミリ等で送付いたしますので、お手数ですが、皆様には内容、ニュアンス的な部分等を御確認いただきたいと思います。

続きまして、次第の「4 その他」についてですが、委員及び専門委員の皆様、また事務局から情報提供等があれば挙手をお願いいたします。

特に無いようであれば、私の方から本委員会の今年度の予定について連絡いたします。次の開催予定は、令和9年2月頃に今年度の実績見込みと来年度の計画について、本日と同様の会議形式で開催を予定しております。例年10月頃に現地調査を実施しておりましたが、今年度は現地調査は実施せず、年2回の開催とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、閉会にあたりまして、宮城県農政部副部長の常陸より挨拶を申し上げます。

常陸副部長：宮城県農政部の常陸でございます。本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございました。また、各事業に対する御意見・御助言を賜りましたこと、改めて感謝申し上げます。委員の皆様も御承知のとおり、農村地域を取り巻く現状は、人口減少と高齢化の急速な進行に伴いまして、農業従事者の減少ですとか、地域コミュニティのさらなる衰退が懸念されるだけでなく、記録的な高温や渇水による農作物への影響、野生鳥獣被害の深刻化などへの対応が、より一層必要とされているところでございます。県といたしましても、みやぎ食と農の県民条例を実現するため策定しました「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」に掲げます、ひと・もの・ちえを総動員した持続可能な農村の構築の実現に向けて取り組むこととしており、令和8年度は特に農村の維持・活性化に向けて、地域資源を活用した持続可能な農泊ビジネスの仕組みづくりや、野生鳥獣被害防止対策などを進めていくこととしております。本日、皆様から評価・検討いただきました内容を踏まえまして各事業を推進するとともに、宮城県の農村振興について職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも御支援を賜りますようお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

司会：以上をもちまして、令和8年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れ様でございました。